

令和7年第7回清瀬市農業委員会議事録

令和7年7月22日午前9時00分から午前9時35分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | | | | | |
|---|------|--------|------|----|----|------|----|----|--|
| 1 | 出席委員 | 会 長 | 第10番 | 松村 | 俊夫 | | | | |
| | | 会長職務代理 | 第12番 | 小寺 | 正明 | | | | |
| | | 第1番 | 齊藤 | 正樹 | | 第2番 | 小寺 | 一壽 | |
| | | 第3番 | 村山 | 昇 | | 第4番 | 村野 | 和博 | |
| | | 第5番 | 村野 | 正明 | | 第6番 | 森田 | 庄司 | |
| | | 第7番 | 中村 | 正一 | | 第8番 | 新井 | 誠子 | |
| | | 第9番 | 村山 | 孝 | | 第11番 | 高橋 | 将則 | |
| | | 第13番 | 坂間 | 和弘 | | 第14番 | 土屋 | 俊治 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 遠田真史・吉富貴晶・山下航平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
(2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」について
(3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
(4) 農地法第3条の規定による許可申請について
(5) 農地法の届出について〔4条関係〕
(6) 農地法の届出について〔5条関係〕
(7) その他

議 長 皆さん定刻になりましたので、令和7年第7回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。

本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第12番の小寺正明委員、第13番の坂間和弘委員となっております。よろしく願いいたします。議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。

事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は2件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議長 現地調査に行った土屋委員より1件目と2件目の報告をお願いいたします。

土屋委員 初めに1件目について報告いたします。7月4日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地は1カ所でイチジクと栗の木が植えられていました。下草はほとんど刈られており、農地は綺麗な状態であったため問題ないと思います。
次に2件目について報告いたします。7月15日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。作物が植えられている箇所は草丈がまだ低いものの多少雑草が残っており、作物がない箇所の雑草は繁茂していました。事務局より除草等をするよう指導し、作業が完了した後所有者から連絡をいただいてから再調査することとしていましたが、本日まで所有者から作業完了の連絡がございませんでした。そのため、本件は来月の委員会で改めて報告をさせていただければと思います。

議長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは承認させていただきます。議案第2号、相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 はい。相続税納税猶予制度が適用された農地を貸借している場合、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った土屋委員より 1 件目の報告をお願いします。

土屋委員 本件は議案第 1 号の 2 件目と同一の農地に対する申請でございます。そのため本件も来月の委員会で改めて報告をさせていただければと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは生産緑地の買取申出を行う場合、必要となる証明書になります。申出は 1 件です。申出者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 こちらの買取申出事由は死亡でございます。何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。
議案第 4 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、3 条の許可申請の議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい、それでは農地法第 3 条の規定による農地の権利移動に関する許可申請について説明いたします。申請は 2 件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は 6 月 11 日から 7 月 10 日までとなっております。

[事務局より説明]

- 議 長 現地調査に行った齊藤委員と村山昇委員より 1 件目の報告をお願いします。
- 齊藤委員 7月4日に貸付人、借受人、村山昇委員、事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地は貸付人の自宅の裏にあります。農地の貸借後は土づくりを行い、じゃがいも等の栽培をしていくとのことですので。特に問題ないと思います。
- 村山昇委員 7月4日に現地調査を行いました。借受人は篤農家であり、農地の効率的活用等の要件を満たしています。特に問題ないと思います。
- 議 長 2 件目の報告を村野正明委員と高橋委員よりお願いします。
- 村野正明委員 7月14日に譲受人、高橋委員、事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地は借受人の所有農地と隣接しており、通行路の確保を主な目的に農地を購入するとのことですので。特に問題ないと思います。
- 高橋委員 7月14日に現地調査を行いました。借受人は篤農家であり、農地の効率的活用等の要件を満たしています。対象地と隣接する借受人の所有農地は作物があり、しっかりと管理されていました。問題ないと思います。
- 議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はございますか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは承認させていただきます。
議案第5号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。
- 事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。6月11日から7月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議長 質問等はございますか。

委員 異議なし。

議長 以上が4条の報告です。
議案第6号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は3件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。6月10日から7月11日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委員 異議なし。

議長 以上が5条の報告です。
議案第7号、その他を議題とさせていただきます。
(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について事務局で説明をお願いします。

事務局 はい、依頼は2件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 会議の報告について

①農地貸借意見交換会

令和7年7月7日(月)午前10時00分よりJA東京みらい本店で行われました。参加者は私と事務局です。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 7月7日、JA 東京みらいが主催する農地貸借に関する意見交換会に出席しました。出席者は松村会長及び遠田です。他には各市農業委員会会長及び事務局、JA 東京みらい組合長はじめ、理事、本店及び各支店の金融共済、指導経済、資産管理の担当部課長が出席されていました。組合長が司会となり、各市より農地貸借の状況、各市会長やJA職員より農地貸借への意見、問題点、今後についての意見交換がなされました。会議の報告としては以上でございます。

議長 ②都市農政推進協議会総会
令和7年7月9日（水）午後2時00分よりJA 東京みらい清瀬支店で行われました。参加者は農業委員、事務局です。

議長 ③清瀬市農業まつり実行委員会
令和7年7月17日（木）午後2時00分よりコミュニティプラザひまわりで行われました。参加者は農業委員、事務局です。
以上が会議の報告でございます。

(3) 会議の日程について

①第8回清瀬市農業委員会
令和7年8月26日（火）午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

委員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第7回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。